

愛知県指定文化財の指定について

このことについて、愛知県指定文化財の指定をしたいので、別紙案を添えて
議します。

平成31年2月12日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、愛知県文化財保護審議会の答申（平成31年1月25日）を受け、愛知県文化財保護条例に基づき、愛知県指定有形文化財としての指定及び愛知県指定史跡としての追加指定をする必要があるからである。

(案)

愛知県指定文化財の指定

(新規指定) 有形文化財 3件

種別	名称	員数	所在地	所有者
彫刻	木造不動明王立像・ 木造毘沙門天立像	2 <small>〱</small> 軀	碧南市音羽町一丁目 83番地 一行庵	角谷 吉昭
彫刻	木造金剛力士立像	2 <small>〱</small> 軀	碧南市音羽町一丁目 60番地	宗教法人海徳寺
工芸品	銅鉦鼓	1口	北設楽郡東栄町大字 振草字古戸中原 24	宗教法人普光寺

(追加指定) 史跡 1件

名称	員数	所在地	所有者
太夫塚古墳 (追加指定)	60.0 m ²	岡崎市若松町西之切 89-18	岡崎市



平成31年1月25日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会
会長 丸山 功



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成30年7月27日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。

なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

有形文化財 彫刻 木造不動明王立像・木造毘沙門天立像

指定理由書

種別	有形文化財（美術工芸・彫刻）
名称	<small>もくぞうふどうみょうおうりゅうぞう もくぞうびしゃもんでんりゅうぞう</small> 木造不動明王立像・木造毘沙門天立像
員数	2 軀
法量（単位 cm）	不動明王立像 像高 138.2 cm 髪際高 128.5cm 毘沙門天立像 像高 146.0 cm 髪際高 128.9cm
所在地	碧南市音羽町 1 丁目 83 番地 一行庵
所有者	角谷 吉昭
住所	碧南市浜寺町 2 丁目 82 番地
指定理由	

海徳寺門前の小堂・一行庵（個人所有）に安置される不動明王立像と毘沙門天立像各一軀で、ともに寄木造、彩色、玉眼嵌入の像である。

両像は、明治初年の神仏分離に際して、伊勢松坂で大浜（碧南）商人・角谷大十によって購入され、海徳寺現本尊・丈六阿弥陀如来坐像（平成 15 年重文指定）他とともに当地へもたらされたと伝えられる（『碧南市史料』第 11 巻第 2 号、昭和 40 年 11 月刊）。海徳寺丈六阿弥陀如来坐像は、平成 14 年に確認された胎内銘によって、伊勢神宮内宮近くにあった菩提山神宮寺の本尊であったもので、長承 3 年（1134）から保延 2 年（1136）にかけて良仁が願主となって造立されたことが判明した。これにともない一行庵蔵の両像は、『伊勢参宮名所図会』（寛政 9 年（1797）刊）「菩提山神宮寺」項に「本尊丈六阿弥陀仏 行基作 ○両脇立 不動毘沙門」とある本尊脇侍の不動明王、毘沙門天像にあたと考えられるに至った（参考文献①）。両像の台座框座（後補）には、海徳寺丈六阿弥陀如来坐像と同筆とみられる享保 19 年（1734）の修理銘があることから、少なくとも江戸後期には「三尊一具」であったと考えられ、神仏分離以前の伊勢神宮寺の仏像安置の状況を伝える点で貴重な作例である。

両像は明王と天部という像容の違いはあるものの、髪際高をほぼ同じくし、面長、面幅、耳張、胸奥、腹奥、腰厚などの各部寸法も近似値で、小さめの頭部に細身の体軀、腰を強く捻った体勢という特徴も共通している。技法的にも、両像はともに約 14～15 cm 幅の二材を正中で左右矧ぎとし、内刳り、割首を施し、玉眼を嵌入、両足を割矧ぐ（割足）という構造・技法によっており、もとより一対一具の脇侍の不動明王・毘沙門天像として造立されたと考えられる。阿弥陀如来像の脇侍に不動明王像と毘沙門天像を配する例は、康治元年（1142）銘を有する福岡・豊前市国玉神社の国宝銅板法華経・銅筥（求菩提山出土、天台僧頼巖大勧進、良仁銘がある）など平安後期以降にみられ、彫刻では文治 2 年（1186）作の静岡・願成就院の同三尊像（運慶作、国宝）が早い作例として知られている。

両像ともに忿怒相ながら抑制された穏やかな面貌にまとめられており、細身に繊細な作風は平安末期の特徴をしめす。しかし腰を大きく捻った体勢や毘沙門天立像の賑

やかな甲制、帯喰の龍などは鎌倉時代のもので、その制作年代は12世紀最末、鎌倉初期と推定され、玉眼嵌入の像としては比較的早期の作例である。菩提山神宮寺は文治元年（1185）に良仁上人によって中興されたと伝えられ（『伊勢参宮名所図会』）、両像がこの時の造立であれば、阿弥陀如来、不動明王、毘沙門天像の組み合わせとしても願成就院像に先立つ作例である。が、菩提山神宮寺の来歴を記す海徳寺阿弥陀如来坐像の後世銘記中に文治中興のことはみえず、両像が本尊脇侍になった時期については、移座の可能性も含めてなお後考の余地を残す。

両像は平安末期の余風を残しながら、ややぎこちなくも腰を大きく捻った体勢や玉眼技法など、新しい流れにも対応しようとするその作風から、京・南都仏師の動向を視野に入れながら周縁地域で活躍した藤末鎌初期の仏師の一典型作とみることができる。菩提山神宮寺旧在像として神仏習合の実態を伝えるのみならず、碧南地域の伊勢との文化的つながりや崇仏の伝統、大浜商人や篤志家達の心意気をいまに伝える点でも貴重な像である。

（不動明王立像平成14年4月1日 毘沙門天立像同19年4月1日 碧南市指定文化財）

〔参考文献〕

- ① 伊東史朗「伊勢・菩提山神宮寺旧在の仏像」『愛知県史研究』2005年
- ② 『愛知県史 別編 彫刻』「151 不動明王・毘沙門天立像」2013年
- ③ 『碧南の文化財 第10集』2003年

（附） 法量 （単位 c m）

①不動明王立像	②毘沙門天立像
像 高 138.2	146.0
髪際高 128.5	128.9
頂一顎 23.1	31.3
面 長 13.0	13.1
面 幅 13.4	13.1
面 奥 19.6	16.9
耳 張 19.0	18.2
胸 奥 19.9	22.0
腹 奥 26.5	25.3
肘 張 61.0	50.5
裾 張 41.0	39.4
※腰 厚 29.0	30.3
足先開 内 22.7	内 29.2
足柄左 長 6.9／幅 3.0／奥 10.7	長 6.3／幅 2.6／奥 8.3
足柄右 長 7.1／幅 3.3／奥 10.8	長 7.1／幅 2.6／奥 8.3

形状・品質・構造

不動明王立像は頭髮を卷髪とし、頂に七弁莎髻を結び、正・側面三方に花形を配した花冠をつけ、左耳前で弁髪をくくらずに捻って垂らす。左目を眇める天地眼、額に水波文三条、牙上下出相の忿怒相とする、いわゆる「安然様」といわれる型の不動明王像である。耳垂部は環状とし、三道をあらわす。上半身に条帛、下半身に裳および上縁を折り返した腰布を着け、腹部中央で結び目をつくる。腰帯先端を左腰に垂下させる（右欠失）。左手は垂下して羂索を持ち、右手は腰脇で剣を執る。腰を右方に大きく捻り、左足をやや斜め前方に出し正面を向いて立つ。火焰光（後補）を負い、台座は岩座（周囲の小岩は後補）および框座（後補）。

毘沙門天立像は宝髻を結び、天冠台（紐一条・連珠・紐一条）をつくり、宝冠（銅製、後補）をつける。頭髮は天冠台下の前面を毛筋彫、その他を平彫とする。瞋目、閉口の忿怒相で、耳垂部は不貫。大袖衣、鱗袖衣、裳、袴を着け、その上に着甲する。肩甲下に獅嚙、前楯上に帯喰の龍をあらわし、鎖状の締具を胸中央で交差させる。籠手、脛当、背面に獣皮を着けて腰帯を締め、腹前を亘る天衣（腰帯）の先端を腰両脇から垂下させる。杳を履き、左手を挙げ、掌を仰いで宝塔を戴き、右手はゆるく屈して腰前方で戟を執る。顔をわずかに左に向け、腰を左に大きく捻り、右足を遊脚として足を開き、邪鬼二匹を各足で踏んで立つ。光背は輪宝光（後補）、台座は邪鬼・岩（周囲の小岩は後補）、框座（後補）。

両像ともに頭体幹部は幅約 15 cm の二材を左右に寄せて内刳り、割首、割足を施す。不動明王像は左手を肩、手首で、右手を肩、臂、手首で各矧ぎ、両足先を矧ぐ。毘沙門天像は両手とも肩、臂、手首、鱗袖、大袖で各矧ぎ、左腰脇、前楯下方（後補）、天衣垂下部、帯喰（龍）、第 4・第 5 指先（後補）、両足先、を矧ぐ。ともに玉眼嵌入。不動明王左足先、両像の彩色および各持物後補。

後補の彩色により像容をやや損ねているが、著しい改変はなく、当初の形姿をほぼ伝えている。小さめの頭部、細身の体軀、忿怒相ながら控えめにまとめられた面貌などは、京都・宝生院毘沙門天立像や同・西導寺同像など平安末期の作例に近いが、腰を大きく捻った体勢や龍の帯喰等の賑やかな甲制は、東大寺千手堂四天王像など鎌倉時代の作例に通じ折衷的な作風を示している。したがってその制作年代は 12 世紀末期頃と考えられる（伝来、由緒、価値については上記「指定理由」参照）。

台座修理銘

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ①不動明王立像台座框座腰板内側墨書 | 享保十九甲寅卯月吉辰
出来 |
| ②毘沙門天像台座框座腰板内側墨書 | 知恩院古門前三吉町
大仏師家城左近
同 |

写真



愛知県総務部法務文書課県史編さん室提供



木造不動明王立像



愛知県総務部法務文書課県史編さん室提供



木造毘沙門天立像



平成31年1月25日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会
会長 丸山



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成30年7月27日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。

なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

有形文化財 彫刻 木造金剛力士立像

指定理由書

種別	有形文化財（美術工芸・彫刻）
名称	木造金剛力士立像 <small>もくぞうこんごうりきしりゅうぞう</small>
員数	2 軀
法量（単位 cm）	阿像 像高 241.0 cm 髪際高 208.6 cm 吽像 像高 241.2 cm 髪際高 212.5 cm
所在地	碧南市音羽町 1 丁目 60 番地 海徳寺
所有者	宗教法人 海徳寺（住職 渡邊 元彦）
住所	碧南市浜寺町 1 丁目 60 番地
指定理由	

海徳寺の山門に安置される一対の金剛力士立像で、向かって右に阿形、左に吽形を配する、寄木造、彩色、玉眼嵌入の像である。

本像は、明治初年の神仏分離に際して、第 22 代住職寂空和尚が大浜（碧南）商人・角谷大十とともに伊勢にて譲り受け、海徳寺の現本尊・丈六阿弥陀如来坐像（平成 15 年重文）他とともに当地にもたらされた像と伝えられる（『碧南市史料』第 11 巻第 2 号、昭和 40 年 11 月刊）。当寺の阿弥陀如来坐像は、平成 14 年に確認された胎内銘によって、伝承どおり伊勢神宮内宮近くにあった菩提山神宮寺の本尊であったこと、長承 3 年（1134）から保延 2 年（1136）にかけて良仁が願主となり造立されたことが判明した。したがって本像も、『伊勢参宮名所図会』（寛政 9/1797 年刊）「菩提山神宮寺」項（註 1）にみる二王像にあたり、伊勢神宮寺旧仏として数少ない作例のひとつと考えられる（参考文献①）。

像高は一般的な金剛力士像よりやや小ぶり（6.5 割—8.5 割）の 241.0 cm（阿形）、241.2 cm（吽形）で、岐阜・円鏡寺像（重文、鎌倉）や福島・法用寺像（重文、平安）等に通じる大きさである。両像ともに頭上に髻を結び、瞋目の忿怒相で上半身裸形とする。下半身に裳を着し、頭部後方に天衣を翻し、両腰脇に結んで先端を垂下させともに腰を外側に引き、内側の足を踏み出す。阿形は開口し、左手を挙げて金剛杵をとり右手を下げて全指を広げ、対する吽形は閉口し、左手を下げて拳をつくり右手は屈して腋前で全指をひろげる。平安・鎌倉時代以降の金剛力士像でもっとも一般的な構えの形姿であり、愛知・財賀寺像（重文、平安）、京都・醍醐寺像（重文、長承 3/1134 年）をはじめ山梨・放光寺像（重文、鎌倉初期）、岐阜・横蔵寺像（重文・建長 8/1256 年）等、類例が多い。

頭体幹部の木寄せは、阿形が縦に左右 3 材、吽形が左右 2 材を矧ぎ、内割りを施す。これに阿形は左腰に 2 材、右腰に 1 材を寄せ、吽形は左右腰部に各 1 材を矧ぐほか胸部表面、腹部から腰部にかけての表面に各 1 材を矧ぐ。両腕は各肩、肘（阿形左手は上膊半ば、右手は肘矧なし）、手首で矧ぎ、ともに両足は裳下辺で各差足（前後 2 材）とする。各裳先（阿形 2 材、吽形 3 材）、および天衣（阿形 7 材、吽形 10 材）

は数材を刳寄せる（阿形左方垂下部亡失）。髻、両足先別材刳付。両像の木寄せはやや異なるが、基本は共通し、一具像であることは確かである。両像の玉眼、彩色、阿形天衣垂下部・一部遊離部、持物、台座は後補であるが、概ね保存は良好で、当初の像容をよくうかがうことができる。

腰を強く捻った腰高な体勢や短めの裳によって、颯爽とした躍動感をあらわしている点に特色があり、頭部が小ぶりの自然な比例からも、鎌倉時代に入ってから作とみられる。胸部の筋肉表現や裳の襞は誇張に走らず、現実感をもってまとめられており、13世紀前半を降らない鎌倉前期金剛力士像の好作例である。また伊勢神宮寺旧仏としての意義に加え、碧南地域の伊勢とのつながり、神仏分離への抵抗と崇仏の気風を物語る記念碑としても貴重である。

（平成3年11月3日碧南市指定文化財）

註1 「本尊丈六阿弥陀仏 行基作 ○両脇立 不動毘沙門 ○鎮守 雨宝童子、弁才天、天満宮 ○仁王門 二王、弘法／大師作」

〔参考文献〕

- ① 伊東史朗「伊勢・菩提山神宮寺旧在の仏像」『愛知県史研究』2005年
- ② 『愛知県史 別編 彫刻』「151 不動明王・毘沙門天立像」2013年
- ③ 『碧南の文化財 第10集』2003年

（附）

法量 （単位 c m）

① 阿形像	② 吽形像
像 高 241.0	241.2
髪際高 208.6	212.5
頂一顎 55.8	53.5
面 長 32.5	31.7
面 幅 23.1	20.0
面 奥 35.0	37.2
耳 張 30.5	30.5
胸 奥 41.8	41.5
腹 奥 45.0	43.0
肘 張 108.5	98.2
裾 張 107.8	113.4
腰 厚 48.5	49.3
足先開内 48.8	内 45.5
外 78.5	76.5

写真



愛知県総務部法務文書課県史編さん室提供



木造金剛力士立像(阿形像)



愛知県総務部法務文書課県史編さん室提供



木造金剛力士立像(吽形像)



平成31年1月25日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会
会長 丸山



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成30年7月27日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。

なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

有形文化財 工芸品 銅鉦鼓

指定理由書

種 別 有形文化財 工芸品
名 称 銅鉦鼓
員 数 1口
所蔵者 北設楽郡東栄町振草 宗教法人 普光寺
法 量 鼓面径 26.3cm 口径 27.6cm 厚 5.9cm 側縁厚 3.4cm
耳幅 5.8cm 耳厚 0.7cm 撞座径 8.5cm 口縁厚 1.0cm
時 代 鎌倉時代 元徳二年 (1330)

指定理由

銅・鑄造。雅楽用の鉦鼓である。肩が角張り、甲盛は高いが直線気味に高まる。内側から2条、子持三条、2条の隆帯がめぐり、側面にも細い隆帯が1条めぐり、撞座は十九弁細弁単弁蓮華文。蓮肉は窠形で蓮子を1+6個配する。耳はいわゆる鉦鼓耳で、厚手に作って、縁が角張る。

口縁は張らず、肩が丸みをもつ。口縁の下辺に湯口痕（長 6.2cm 幅 0.5cm）を認め、鑄型の挽目もよく残している。また鑄型のひび痕跡も残る。

側面に以下の銘を線刻する。

奉施入 正鼓一 遠江國 濱名大福寺常住物
元徳二年^庚午_午六月八日 沙門良範

銘の浜名大福寺は、静岡県浜松市三ヶ日町に所在する大福寺のことで、薬師如来を本尊として、通称浜名薬師と称されてきた。縁起によれば、貞観十七年（875）園城寺僧教侍が扇山（鳳来山）の山腹に建立した幡教寺に始まり、鎌倉時代初期承元元年（1207）浜名神戸司大中臣時定が現地に移遷。現在は高野山真言宗に属する古刹である。本品の内面に撥の打痕をよく残していることから、大福寺において実際に雅楽に用いられていたことを窺わせる。

一方、鉦鼓の伝来する普光寺は、寛永年中（1624-44）、亀叟舜鶴の中興になる曹洞宗寺院である。鎌倉時代末に大福寺に施入された鉦鼓が当寺にもたらされた経緯は詳らかにしないが、浜松市浜北区飯田町に所在する龍泉寺と本末関係にあることから、その縁で江戸時代に普光寺に入った可能性を考えうる。同寺の伝事で本品を用いた伝えはなく、近隣の古戸八幡神社で8月10日に行われてきた念仏踊りに用いられた公算が大きい。

雅楽の鉦鼓で鎌倉時代以前に遡る作例は全国的にも希少で、長承三年（1134）銘の奈良・東大寺、同・手向山八幡宮鉦鼓および京都・八坂神社鉦鼓、建久元年（1190）銘の兵庫・浄土寺、建久九年（1198）銘の東大寺鉦鼓（いずれも重要文化財）、延慶二年（1309）銘の岐阜・常蓮寺鉦鼓（岐阜県指定文化財）などが知られる。これらのうち12世紀代の作例と比較すると、鼓面の盛り上がりやや平板で直線的となる点が年紀の近い常蓮寺鉦鼓と同様

である。また撞座の蓮華文が蓮弁を描かずに蓮肉の外側に長大な蕊をめぐらし大粒の蕊頭を連ねるのも、鎌倉時代盛期の梵鐘の撞座に比較して形式変化を遂げた図様で、南北朝期に顕著になる特色を示す。したがって、本作は刻銘の元徳二年をもって製作年代と判断してよい。

以上のように、本品は三河・尾張・遠江地域における最古の雅楽用鉦鼓として、工芸史的な価値はすこぶる高く、県有形文化財工芸品として指定することがふさわしい。

写真



表面 全景



側面 耳



左側面 刻銘



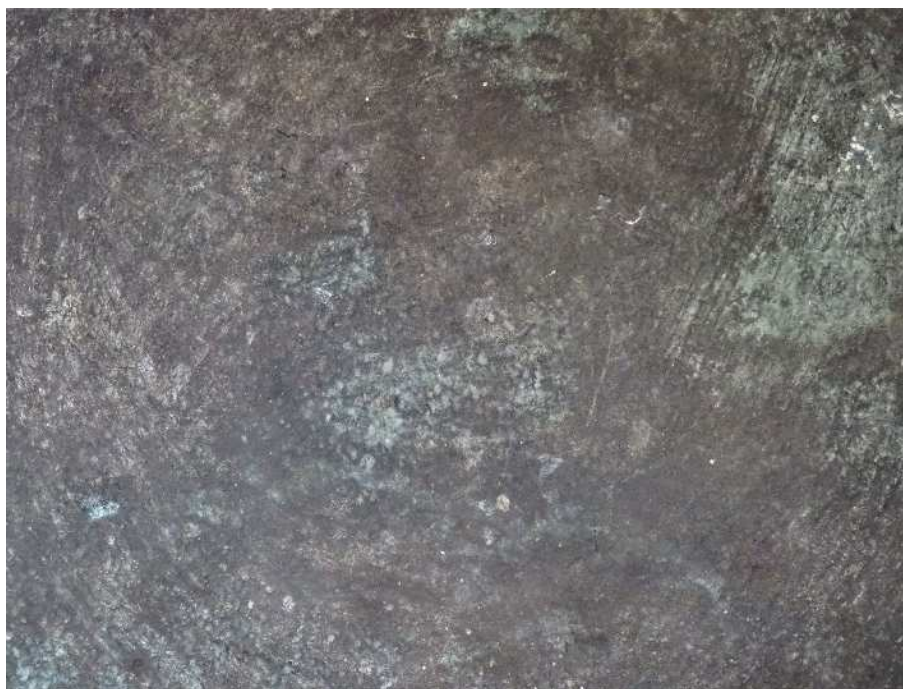
右側面 刻銘



口緣下端 湯口



裏面



裏面 打痕



平成31年1月25日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会
会長 丸山



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成30年7月27日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定（追加指定）を可とする旨、答申します。

なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

史跡 太夫塚古墳

指定理由書

種 別	史跡
名称(員数)	太夫塚古墳(1)
面 積	追加指定分 60.0 m ² 既指定分 1,092.0 m ² 合 計 1,152.0 m ²
所 在 地	岡崎市若松町字西之切 89-18
所 有 者	岡崎市
住 所	岡崎市十王町二丁目 9 番地
指定理由	

太夫塚古墳は、矢作川左岸の標高約 15m の段丘縁辺部に立地する、三河地方の中期古墳としては大型な円墳である。矢作川流域は三河地方ではもちろんのこと、愛知県下において重要な古墳の分布する地域であり、この太夫塚古墳と矢作川をへだてて対岸の碧海台地縁辺には安城市の国史跡・二子古墳(前方後方墳)、同・姫小川古墳(前方後円墳)が立地しており、それらの古墳との関連において太夫塚古墳の重要性が想定される次第である。

本古墳は、昭和 47 年に、愛知県教育委員会による重要遺跡指定促進調査の対象として墳丘測量が実施された。その調査資料に基づき、周溝は未確認のまま、直径約 33.5m、高さ約 4.8m の円墳として、昭和 50 年に県指定史跡に指定され、現状保存にかかわる措置が取られることとなった。昭和 51 年には盗掘されて、墳丘の南裾付近から円筒埴輪・人物埴輪や須恵器の高坏などが採集された。その高坏は 5 世紀後半に比定され、本古墳の築造年代の参考となる。

周辺にて土地区画整理が計画されることに際して、平成 2 年に、岡崎市教育委員会により本古墳の範囲確認調査が実施され、3 箇所のトレンチにて幅 3.0m、深さ 40cm～50cm の周溝がめぐることが確認された。周溝が確認されたことから墳丘裾が明確になり、周溝内側で直径約 36m、周溝外側で直径約 40m、高さ約 5.7m の円墳と新たに推定された。また、削平部の断面観察からは、墳丘は大部分が盛土による構築と判明した。

古墳の現状は、墳丘北側は道路により、北西側の墳丘裾は土取りにより、また南東側の墳丘裾は家屋建築の際により一部削平を受けている。しかし、その他では墳丘裾が確認でき、墳丘の裾から頂部にいたる姿形の歪みも少なく、円墳としての景観は良好に保たれている。

今回追加指定を行おうとする土地は既指定地に直接隣接しており、平成 29 年 12 月 8 日に、個人から岡崎市へ寄附された土地である。岡崎市教育委員会の範囲確認調査の結果から、この土地は周溝内の墳丘の一部であることが明らかである。

この寄附された土地の追加指定を行うことにより、太夫塚古墳のより一層の保護を図ることができる。と考える。



写真1 太夫塚古墳全景（北西から）



写真2 太夫塚古墳全景（南から）



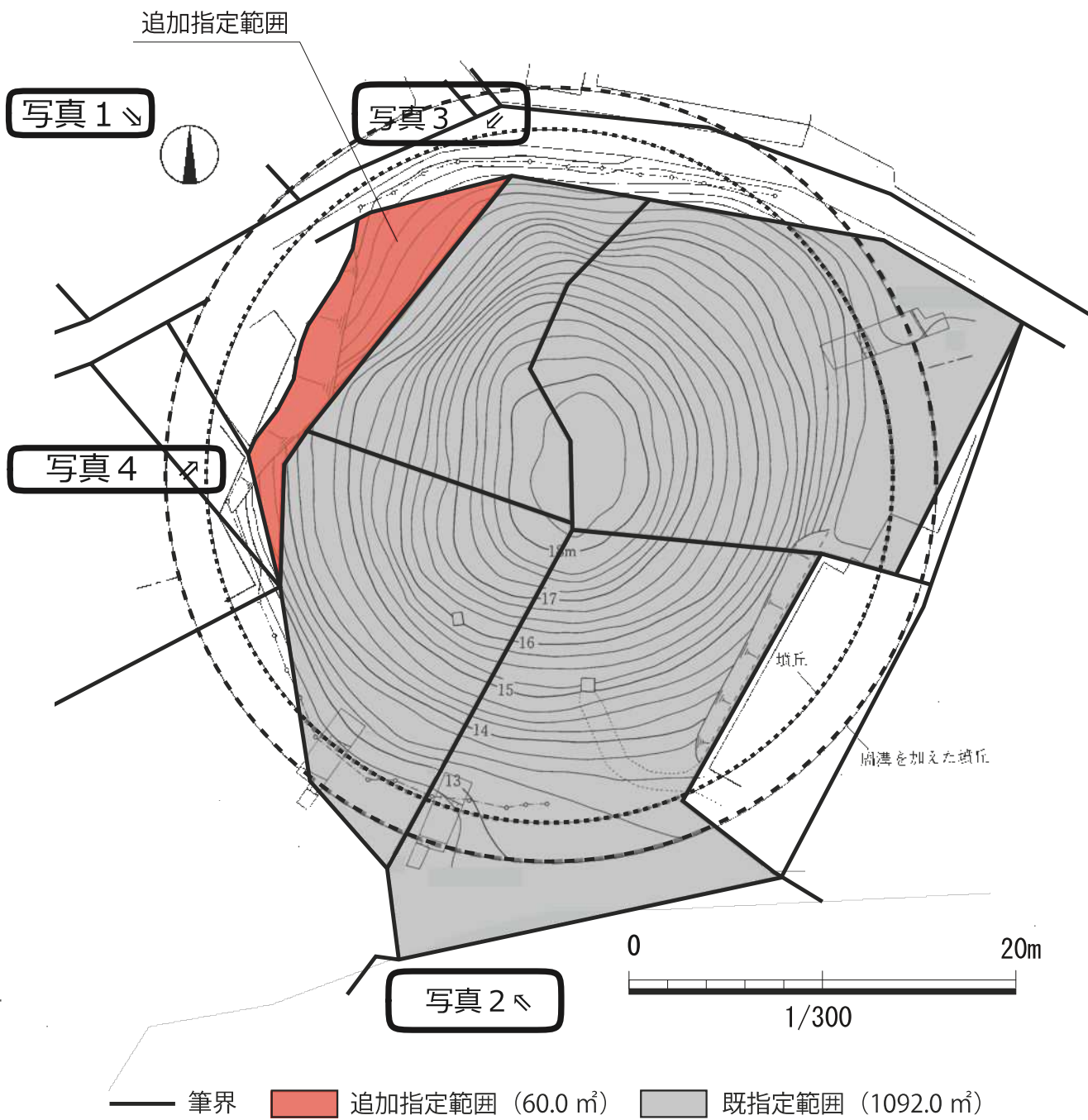
写真3 追加指定地（北から）



写真4 追加指定地（南から）



写真5 太夫塚古墳出土埴輪



古墳範囲及び指定範囲を示す図

愛知県指定文化財件数

種 別		現在数	今回指定	計	
有形文化財	建 造 物	4 5		4 5	
	美術 工 芸 品	絵 画	9 7		9 7
		彫 刻	1 0 7	2	1 0 9
		工 芸 品	1 1 1	1	1 1 2
		書跡・典籍	4 0		4 0
		考古資料	2 8		2 8
		歴史資料	5		5
無 形 文 化 財		2		2	
民俗文化財	有形民俗文化財	2 5		2 5	
	無形民俗文化財	4 4		4 4	
記念物	史 跡	4 3		4 3	
	名 勝	5		5	
	天然記念物	6 2		6 2	
合 計		6 1 4	3	6 1 7	